

身体拘束適正化指針

社会福祉法人岩手和敬会青山和敬荘

特別養護老人ホーム青山和敬荘

〒020-0134 岩手県盛岡市南青山町13-30

TEL019-648-1411・FAX019-648-1412

URL：<http://www.wakeisou.or.jp>

E-mail：aoyama@wakeisou.or.jp

目次

- ① 1. 施設における身体拘束適正化に関する指針
- ② 2-1. 身体拘束適正化 基本的考え方
- ③ 2-2. 身体拘束適正化 組織等
- ④ 2-3. 身体拘束適正化 身体的拘束発生時対応及び終了（解除）手続き
- ⑤ 3. 身体拘束発生時等報告について
- ⑥ 4. 身体拘束解除に向けた取り組み
- ⑦ 5. 身体拘束適正化のための職員研修について
- ⑧ 6. 利用者等に対する当該指針等の閲覧について
- ⑨ 7. 身体拘束適正化指針周知施行について
- ⑩ 各種様式

1. 施設における身体拘束適正化に関する指針

【 施設理念 】

私たちは、高齢者の尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送り、その有する能力に応じて自立した生活を営めるよう支援することが使命である。また、謙虚な心と精一杯の努力をし、自らに負わされた課題と役割の大きさを深く認識し、個人的価値や利益、感謝に左右されることなく、専門家として正しい援助理念を実現するよう努力する。また、人間愛を大切にする全ての生活部面において、文化的で笑顔が続く生活を獲得維持できるよう幸福追求を行う。これは、個人の尊厳のある暮らしの実現と、利用者の人権・法及び人道的観点より考えられる権利を守ることをいうものである。

(高齢者のための国連原則(1991年)・介護保険法第1条)

【 施設方針 】

身体拘束に関して、以下の通りの方針を定める。安易な身体拘束は、虐待と認定する。身体拘束は、高齢者の「人としての人権」を傷つける人権侵害行為である。介護保険施設等では、「身体拘束」は禁止され、人道的にも行ってはならない行為である。身体拘束とは、「身体拘束その他利用者の心身行動を制限する行為」をいう。身体拘束は、その人の心をも深く暗いものにさせ、生活不活発病を促進させる行為である。心身機能低下、周辺症状憎悪、リスク増大、さらなる拘束といった悪循環へと落とし込むことになる危険性が極めて高い。自分が聴力や理解力は正常範囲であるが、手が不自由・失語等の身体障がいがある場合、安易に身体拘束をされたらどんな人生を送ることになるだろうか。それは、とても辛く悲しい人生を送り続けることになるのではないだろうか。安易な身体拘束は、個人の文化的な生活を送る権利を奪うことになるのである。

緊急やむを得ない場合と判断される場合において身体拘束が必要と判断される場合、一定の手続きを得た上で、本人及びその家族(身元保証人等の代理人を含む)に説明と同意を口頭及び文書で行い身体拘束を行うこととする。また、拘束解除に向けての適正化の取り組みは、これを必ず行うものとする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第11条・老人福祉法でも第15条「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」)

2-1. 身体拘束適正化 基本的考え方

基本的人権は、憲法によって全ての日本国民に保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。利用者を中心としたサービスを提供し、利用者の方々の尊厳を守るサービスを提供するために、必要な事項を定め、方策を周知し、適正化策を検討・評価する。また、職員は、その各種研修を受け、その情報を共有するとともに、自己研鑽しながら共に質向上を目指すものとする。身体的拘束の適正化に取り組むにあたり、この指針における特別対策委員会の「身体拘束適正化検討委員会(身体拘束ゼロ委員会)」において、全体的個別的に継続した検討を行う。

【 身体拘束の定義 】

厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では以下のような11の行為を身体拘束にあたるとしている。

- ①徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすやいすから落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

ただし、当施設では上記の行為以外にも利用者の意思に反する、あるいは利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為はすべて身体拘束とみなすものとする。また、第三の身体拘束としてスピーチロックをこれに含むものとする。スピーチロックとは、スピーチロック：「ちょっと待って」「じっとしてて」「動かないで」「危ないから私がここにくるまで動かないでと言ったでしょ」「とにかく動かないで」「コールを押して、私が来るまで動かないでという約束です」『(相手)を 静止させる』のような、相手の行動を制限する優しさの有無を問わない言葉・表情等である。

【 身体拘束廃止の根拠 】

身体拘束廃止の根拠法について述べる。日本国憲法第二五条〔生存権、国の社会的使命〕①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと明示されている。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」第 11 条 4 項「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。(2)「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」第 11 条 5 項「指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」(3)基本的人権は、全ての利用者に保障されている権利であり、身体拘束を行うことはその基本的人権を侵害することである。また、青山和敬荘における利用者の権利宣言において、『(8)入所者は精神的・肉体的虐待から守られ投薬薬品を選ぶ自由があり（緊急の場合を除く）、また肉体的束縛はされない。しかし医師が指示している特別な事情と限られた時間、または入所者自身をあるいは他の入所者を障害から守る場合は例外とする。(10)入所者の尊厳及び個性が十分考慮され、尊重・認識された上で待遇を受ける権利がある。これは、治療上のプライバシー厳守や個人的必要に対して配慮することを含めている』と定められている。最大級に守られる権利擁護は、我々が護る最大級のものの一つとして堅持されなければならない。この指針は青山和敬荘の施設が一丸となって利用者に対する身体拘束を廃止し、もって利用者の人権及び尊厳を守るための手続き等の諸活動を示すものである。よって、身体拘束廃止について下記の(1)～(3)を提示する。

- (1) 身体拘束適正化検討委員会の検討事項を、安全対策委員会に情報提供しながら身体拘束ゼロを目指し継続する。
- (2) 緊急やむを得ない場合における身体拘束を実施する場合は、当委員会で三要件を確認し、慎重に検討を行う。
- (3) 身体拘束適正化のための研修を、研修委員会と共同で必要に応じて行う。

上記(2)の三要件とは、①切迫性、②非代替性、③一時性をいう。緊急身体拘束をせざるを得ないやむを得ない事由の定義とは、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たした上で、これらの要件の確認・説明・同意等手続きが極めて慎重に実施されていることである。その内容については、下記の通りである。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

2-2. 身体拘束適正化 組織等

身体拘束開始・継続・終了等における全ての部面における、内容を適正審査する。審査する者は、当該委員で構成するが、各種専門職の意見を聴きながら対応しなければならない。適正審査は、身体拘束適正化検討委員会（身体拘束ゼロ委員会）で行う。検討等内容に関しては、その記録を必ず行い、そこに職務する職員に周知しなければならない。また、職員研修は必須とする。

○下記の (1) ~ (5) を提示する。

(1) 組織・役割に関する事項

○施設長

身体拘束廃止・適正化を当施設運営の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく。身体拘束廃止宣言を行い、明示する。

○相談部：生活相談員・主任介護支援専門員

最新情報収集を行い、身体拘束廃止に必要な情報を集約し他職種と共有する。身体拘束廃止・適正化に向けての情報収集および体制作り。身体拘束廃止・適正化に向けて発生する課題や発生しそうな課題解決検討。

○介護部：介護福祉士・介護士

身体拘束廃止・適正化に向けて発生する課題や発生しそうな課題の解決検討。身体拘束廃止・適正化についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。何らかの必要性が発見されたら根拠ある適切な情報収集と当該委員会にその報告を行う。

○看護部：看護師・准看護師・機能訓練指導員

身体拘束廃止・適正化に向けて発生する課題や発生しそうな課題の解決検討。身体拘束廃止・適正化についての施設の方針を理解し、積極的に取り組む。何らかの必要性が発見されたら根拠ある適切な情報収集と当該委員会にその報告を行う。身体拘束廃止・適正化について、健康・保健・生活面等の包括的な部面から関与を行う。日常の業務及び最新情報の収集を行い、身体拘束廃止に必要な情報を集約し他職種と共有する。

○管理栄養士・栄養士

身体拘束廃止・適正化について、生活・栄養・食事面から包括的関与を行う。身体拘束廃止に必要な情報を集約し、適切な食事形態(身体状況(咀嚼や嚥下)に合った食事)で提供できるよう他職種と共有する。日常の業務及び最新情報の収集を行い、身体拘束廃止に必要な情報を集約し他職種と共有する。

(2) 委員長と委員会構成、任期

当該委員会の委員は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするが、必要に応じて次年度も委員を行うことができる。構成委員のなかから委員長が選任され、その任期は毎年4月1日から翌年3月31日とし、次年度も留年することが出来るものとする。委員の構成は介護部長、看護部より1名以上、身体拘束をしている利用者の担当介護職員、栄養部より1名以上、相談部より生活相談員又は介護支援専門員各1名以上とする。

(3) 委員会開催時期

3ヶ月に1回開催する(6月・9月・12月・3月)。必要に応じて随時、委員他の職員からの要請において、随時委員会を開催する。ただし、やむを得ず身体拘束開始となった場合は、その期間毎月会議を開催し終了(解除)まで開催する。

(4) 委員会必要手続き的内容

委員会開催当月20日までに身体拘束を行っている利用者の担当介護職員は、定められた報告書様式を用いて、現在行われている身体拘束の身体拘束報告と身体拘束経過記録を当該委員会に文書で報告する。当該委員会は、身体拘束適正化委員会議事録(個別検討:緊急やむを得ない身体拘束に関する検討記録)を用いて個別的に発生原因、結果、適正性と適正化策を検討して、その評価を行い、結論を出すこととする。また、その分析結果を従業者に周知徹底する。

(5) 身体拘束適正化のための職員研修とその記録

※研修対象職員は、介護部・看護部・相談部配属職員とする。異動時もこれに準じる。

これまでに培ってきた知識・技術等を深めるとともに、新たな社会情勢や新しい知識・技術等を学び、その実践を行うことで身体拘束をしない・一部解除・全解除につなげる意識保持の持続と解除にむけた取り組みを行う。研修プログラムを基に、施設介護職員は、施設において年二回以上の研修を開催するとともに、職員新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施する。いずれの場合においても研修後に気付きや今後の取り組み等を所定の用紙に記載し、指定された期日までに介護部長に提出する。保管は、介護部長若しくは研修部長がこれを行う。

研修内容として、新入職時は、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」を用い（配布）、高齢者虐待防止と権利擁護に関すること、当施設の『身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画』説明（質疑応答必須）、虐待や不適切ケア等の自己チェックシート作成・スピーチロックに関すること、介護保険法による報酬の説明理解を行う。研修参加職員は、期日までにレポートを作成し、施設介護部職員は介護部長へ、それ以外の職員は法人研修部長に提出（締め切り厳守）し、介護部長及び法人研修部長が厳重管理を行う。それ以降の研修プログラムとしては、以下について網羅することを義務化する。

○当施設の『身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画』説明

○虐待や不適切ケア等の自己チェックシート作成

○権利擁護・接遇に関する自己振り返りと演習

○スピーチロック理念と防止・自己振り返り

○介護保険法による報酬に関すること

○身体拘束又は虐待に関する事例から身体拘束は法令違反及び権利侵害であることの理解を深める

2-3. 身体拘束適正化 身体的拘束発生時対応及び終了（解除）手続き

利用者個別の状況による拘束の必要な理由が発生した場合、身体拘束説明書・同意書を用い、本人及び家族にその説明を十分に行うとともに、施設介護サービス計画書の変更を行い、サービス担当者会議を経て本人及び家族に同意を得た日以降において、身体拘束を開始できるものとする。これについては、緊急やむを得ない場合と判断される3つの条件に該当していることを慎重に検討しなければならない。①切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと）、③一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること）の三要件を全て満たしていると判断した上で、次の手続きを必ず行わなければ身体拘束はできない。

【 具体的手続き方法：開始・終了（一部・全部） 】

具体的方法として下記の①～⑥を提示する。

- ① 多職種アセスメントを行い（単独でのアセスメントは禁止）、三要件が満たされているか多職種で確認を行う。
- ② 本人、家族と十分に話し合い、サービス担当者会議を行う。会議録を作成する。
- ③ 利用者及び家族に対し、身体拘束説明書・同意書を用いて身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間を詳細に十分に説明し、同意、確認印を得る。
- ④ 施設サービス計画書に身体拘束説明書・同意書の内容（拘束内容・解除時期等）を明記する。
- ⑤ 定期的に評価し、経過観察をする。
- ⑥ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に利用者の状態を観察検討し、その一部若しくは全部において必要性がなくなると判断された場合には、当該職員に周知の上、身体拘束を一部若しくは全部を解除する。その場合、本人及び家族に十分な説明を行い、その記録を行う。

3. 身体拘束発生時等報告について

情報開示・身体拘束解除の観点から、身体拘束等の内容は身元引受人に報告し、全施設職員に伝える。

○伝えるための方策

- ① 身元引受人に電話や面接等で、拘束内容（方法・時間帯等）を報告し、報告内容を支援経過記録に記録する。
- ② 報告者は施設相談部とする。
- ③ 報告頻度は、月1回又は必要随時とする。
- ④ 身体拘束解除時も上記①～②と同様とし、解除後1週間以内に報告をする。

4. 身体拘束解除に向けた取り組み

人権擁護し、その人権を保障しつつ質の高いケアを目指す。推進体制は、指針内容に基づき、以下①～③を基本とする。

- ① 身体拘束適正化検討委員会開催。身体拘束が必要になりそうな事例等（身体拘束危険予知）を検討し、代替や回避方法を慎重に検討し、記録する。
- ② 安全な環境を整備する（施設内点検と改善）。
- ③ 身体拘束をしないための代替え方法をこれまでの知識や経験から生み出す。また、新しい知識・技術をあらゆる方法で取り入れ、質向上を目指す。

5. 身体拘束適正化のための職員研修について

従業者に対する身体的拘束適正化のための研修内容としては、身体拘束適正化の基礎・応用的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化徹底を行う。

- ① 指針に基づいた研修プログラムにおける研修の実施。
- ② 定期的な研修（年2回以上）を開催。
- ③ 研修内容に、身体拘束の定義・緊急やむを得ない場合とは何か・身体拘束体験・身体拘束の種類・スピーチロック・身体拘束解除知識等の共有等を盛り込むこと。
- ④ 新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施する。研修を終えた受講者は期日までに研修を終え、今後の業務について考えるレポートを期日までに記載・提出（介護部長まで）する。
- ⑤ 研修の実施内容についても記録する。
- ⑥ 記録・レポートは介護部長が保管する。
- ⑦ 研修内容・レポートは開示できるようにし、必要に応じて開示することができる。

6. 利用者等に対する当該指針等の閲覧について

本指針等は各階に少なくとも1か所に掲示し、改訂等ある場合は最新のものを掲示しなければならない。利用者や家族より閲覧の求めがあった場合には、身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画提示するものとする。

7. 身体拘束適正化指針周知施行について

この指針は、令和6年3月29日から周知し、令和6年4月1日から施行する。

第1訂 身体拘束適正化のための指針	平成30年5月10日	新訂
第2訂 身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画	令和2年9月23日	改訂
	令和3年1月1日	施行
第3訂 身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画	令和3年6月15日	改訂
	令和3年7月1日	施行
第4訂 身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画	令和5年4月1日	改訂
	令和5年4月15日	施行
第5訂 身体拘束適正化のための指針・基本計画及び事業計画	令和6年3月29日	改訂
	令和6年4月1日	施行